

「宇都宮市日用品・文房具等の 徴収に係る補足給付事業」のご案内



「宇都宮市日用品・文房具等の徴収に係る補足給付事業」とは、宇都宮市にお住まいの生活保護世帯（利用者負担額表における第1階層）のこどもの支給認定保護者を対象とし、新制度移行幼稚園・保育所（園）・認定こども園等で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用等の実費徴収額の一部を給付する事業です。

- 補助対象** ▶ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による
被保護世帯（単給世帯を含む。）
- 補助額** ▶ 日用品・文房具等 **2,700円**（1人あたり月額上限）
- 手続き** ▶ 上記の給付対象に該当する世帯の方は、通園する施設等へ同意書を提出してください。（宇都宮市には、通園する施設等から交付申請書兼交付請求書が提出されます。）
- 留意事項** ▶ 本制度の給付適用は、当該年度限り（給付対象世帯でなくなったときはその月まで）になります。次年度以降も本制度の対象となるためには、再度、同意書の提出が必要になります。

お問い合わせ先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5
宇都宮市子ども部保育課 管理グループ
電話：028-632-2322



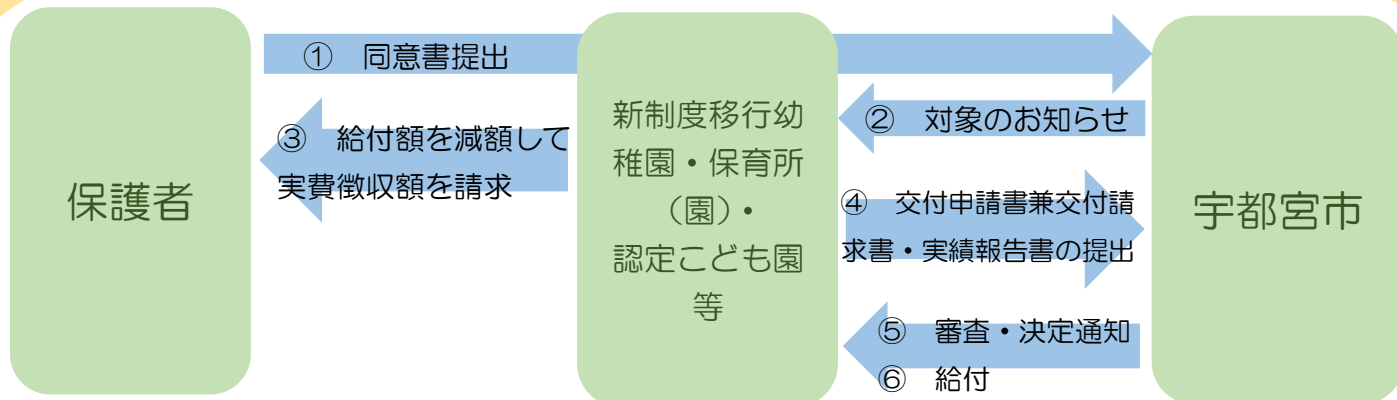
補足給付対象品目について

- ① 施設等における集団活動の中で、最低限必要と考えられるもの
- ② 施設等において一括（学年別・年齢別も可）で同一のものを購入し、保護者に実費徴収するもの
- ③ 児童個人に帰属するもの



▼ 補足給付対象の例

対象となるもの		対象とならないもの
着衣（制服、帽子、スモック、体操着等） 運動靴、かばん類 教材、絵本、文具セット、お道具箱、のり クレパス、鉛筆、マーカー、ワークブック 自由画帳、はさみ、シール、ゴム印 粘土、名札、寝具、おむつ、歯ブラシ、 防災頭巾、防災靴 等	共済掛金 行事費（観劇、宿泊、入場料） 遠足積立金 送迎費（通園バス代） 等	写真、DVD アルバム 保護者会費 延長保育料 一時預かり保育料 英語レッスン料 等



- ① 給付対象に該当し、本制度の利用を希望される保護者の方は、通所する施設等を通して市に同意書を提出します。
- ② 同意書に基づき、市が対象世帯の可否を確認し、施設にお知らせします。
- ③ 施設等は、市からの給付額分を減額して、毎月の実費徴収額を保護者の方に請求します。
- ④ 施設等は年度末に一括して、宇都宮市へ交付申請書兼交付請求書・実績報告書を提出します。
- ⑤ 宇都宮市は申請書を審査し、交付決定通知書を施設等へ送付します。
- ⑥ 宇都宮市は補足給付金を施設等に支払います。

※ 給付対象の保護者は、対象者の条件に該当しなくなった場合や支給認定区分の変更があった場合等には速やかに施設等に報告してください。